

調布市商工会地域共生推進ふれあい商店等補助金交付要綱

令和元年5月21日制定

(目的)

第1条 この補助金は、2020年東京パラリンピックの開催を契機に調布市内の商店等が行うバリアフリー化のための改修工事や備品等の購入費用の一部を補助することにより、障害者に利用しやすい店づくりを推進するとともに、商店等の振興と市内建設業者の受注機会の拡大に資することを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 この補助金の対象となる事業所は、調布市内に店舗を構え、主に一般市民を対象に営業している調布市商工会加入、または加入が見込まれる商店等（小売店、飲食店、サービス業など）とする。

ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 大企業（小売・飲食業 資本金5千万円超かつ従業員50人超）
（サービス業 資本金5千万円超かつ従業員100人超）
- (2) 販売・接客に供する床面積が200㎡以上の店舗等
- (3) 宿泊施設（東京都補助金制度の利用を指導）

(補助対象の内容と補助率等)

第3条 この補助金の対象となる事業内容および補助率等は次のとおりとする。

- (1) 障害者が利用しやすくなる店舗改修工事
30万円を上限として、要した費用の2分の1を補助する。
 - (2) 障害者に便利な備品等の購入
10万円を上限として、要した費用の2分の1を補助する。
 - (3) 障害者に便利な消耗品等の購入
5万円を上限として、要した費用の5分の4を補助する。
- 2 同一年度内に申請できる補助金は、前項の各号につき、それぞれ1回とする。
- 3 1,000円未満は、切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の申請書を調布市商工会長（以下、会長という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請があったときは、必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の変更・中止)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、被交付決定者という。)が、補助事業の内容の変更または中止する場合は、あらかじめ所定の変更・中止承認申請書を提出して会長の承認を受けなければならない。

(完了報告)

第7条 被交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに所定の完了報告書を会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 会長は前項の規定により提出された完了報告書の内容を審査のうえ、補助金額を決定し、被交付決定者に通知するものとする。

(交付請求および交付)

第9条 前条の規定により補助金交付確定通知を受けた被交付決定者は、所定の請求書により、会長に補助金の交付を請求するものとする。

2 会長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 会長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定取消通知書により交付決定の全部、または一部を取消することができる。

(1) 虚偽、その他、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容、または、これに付した条件に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め返還を命ずるものとする。

(財産の管理と処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた商店等は、補助事業によって取得した財産を完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた商店等は、補助事業によって取得した財産のうち、取得価格または、効用の増加額が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐

用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間に、譲渡、交換、貸し付け、担保に供するときは、予め会長を経由して調布市長の承認を受けなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。